

報告第 2 4 号

専決処分の報告について《消防団小型動力ポンプ付積載車物損事故（丹後町岩木 R5.7.13）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 0 月 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 2 2 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市丹後町岩木地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 7 月 1 3 日、消防団員が大雨洪水警報発令に伴い消防車両で管内警戒にあたっていたところ、丹後町岩木地内の相手方敷地内で車両を方向転換させる際、倉庫に接触し、外壁の一部を破損する損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 1 4 8 , 5 0 0 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市丹後町岩木所在 法人